

平成27年度第1回福岡県がん対策推進協議会 会 議 次 第

日 時：平成27年9月1日(火)14:00～15:30

場 所：福岡県庁北棟10階 特9会議室

1 開会

2 議題

- (1) 地域がん診療病院の新規指定推薦について
- (2) 「福岡県がん検診よか取り組み事業所知事表彰」制度の創設について
- (3) 全国がん登録の施行について

3 その他

- (1) 福岡県重粒子線治療費利子補給事業について
- (2) 「リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2015 福岡」について

4 閉会

平成27年度福岡県がん対策推進協議会 委員名簿

	協議会 役職	氏名	所属・役職
1	会長	松田 峻一良	福岡県医師会 会長
2	副会長	前原 喜彦	九州大学大学院医学研究院 教授
3	委員	有馬 千代子	福岡県薬剤師会 副会長
4	委員	入江 晋	福岡市保健福祉局健康医療部 部長
5	委員	大島 彰	九州がんセンター サイコオンコロジー科医長
6	委員	河端 隆一	北九州市保健福祉局地域支援部健康推進課 課長
7	委員	佐田 通夫	久留米大学 学長直属
8	委員	高橋 和子	がんの子供を守る会 理事
9	委員	高原 文子	福岡県看護協会 副会長
10	委員	田口 智章	九州大学大学院医学研究院 教授
11	委員	田村 和夫	福岡大学病院 院長
12	委員	塚田 順一	産業医科大学病院 化学療法センター長
13	委員	津田 泰夫	福岡県医師会 理事
14	委員	寺崎 雅巳	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 課長
15	委員	中島 俊介	福岡県町村会 事務局長
16	委員	西原 親	みやま市長 (福岡県市長会)
17	委員	長谷 宏一	福岡県歯科医師会 会長
18	委員	深野 百合子	あけぼの会 副会長
19	委員	本田 浩	九州大学大学院医学研究院 教授
20	委員	水元 一博	がん診療連携協議会代表 (九州大学病院がんセンター長)
21	委員	宮崎 親	福岡県保健所長会 会長
22	委員	安河内 昭二	厚生労働省福岡労働局職業安定部職業対策課 課長

(五十音順)

福岡県がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条の規定に基づき策定した、福岡県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実施に当たり、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、推進計画の推進等を行うため、福岡県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について調査、検討を行い、意見を述べる。

- (1) 推進計画の策定等に関する事項
- (2) がん診療連携拠点病院の整備に関する事項
- (3) がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、保健、医療、福祉等の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の数は、22名以内とする。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を掌理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療介護部健康増進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他の協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

地域がん診療病院の新規指定推薦について

1 現在のがん診療連携拠点病院の整備状況

平成26年1月10日に示された「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（以下「新指針」という。）により、平成27年4月1日からの4年間、福岡県拠点がん診療連携拠点病院2か所、地域がん診療連携拠点病院13か所を整備している。

さらに、県内4ブロックの人口等を考慮して、福岡県指定がん診療拠点病院2か所を整備している。（参考資料1 参照）

2 地域がん診療病院の整備について

新指針により、拠点病院未設置の空白の2次医療圏に、地域がん診療病院の整備が新設されたため、本県においても空白の2次医療圏を解消するために、新規指定推薦に向けて、今年度、2病院を推薦することで検討している。

これにより、空白の2次医療圏が、現在の5医療圏から3医療圏に減るため、県内におけるがん医療の均てん化に寄与するものである。

【地域がん診療病院の指定要件】

空白医療圏にある病院が、近接するがん診療連携拠点病院と連携体制を構築してグループ指定されるもので、地域拠点病院と比して指定要件（診療実績、放射線治療機器の設置、診療従事者の配置等）は緩やかであるが、当該医療圏におけるがん患者の診療拠点となるべく、緩和ケアの提供体制や病病連携・病診連携の協力体制、相談支援・情報提供については、地域拠点病院と同等レベルの要件が示されている。（参考資料2 参照）

【整備経過】

平成26年 5月：新規指定申請予定病院の現地調査（1回目）

8月：現況報告書の確認

9月：福岡県がん診療連携協議会によるグループ化の決定

11月：平成26年度福岡県第2回がん対策推進協議会で報告

平成27年 7月：新規指定申請予定病院の現地調査（2回目）

現地調査の結果、2病院を国へ推薦することで準備をしている。

3 新規指定推薦予定病院

- (1) 福岡大学筑紫病院（隣接する福岡・糸島医療圏に所在する福岡大学病院とのグループ指定）
- (2) 朝倉医師会病院（隣接する久留米医療圏に所在する久留米大学病院とのグループ指定）

4 整備スケジュール（予定）

平成27年 9月初旬：国から県へ新規指定推薦書提出の依頼（県から2病院へ依頼）

10月下旬：2病院から県への新規指定推薦書の提出を受け、国へ2病院を推薦

平成28年 1月頃：国による地域がん診療病院推薦についてのヒアリング

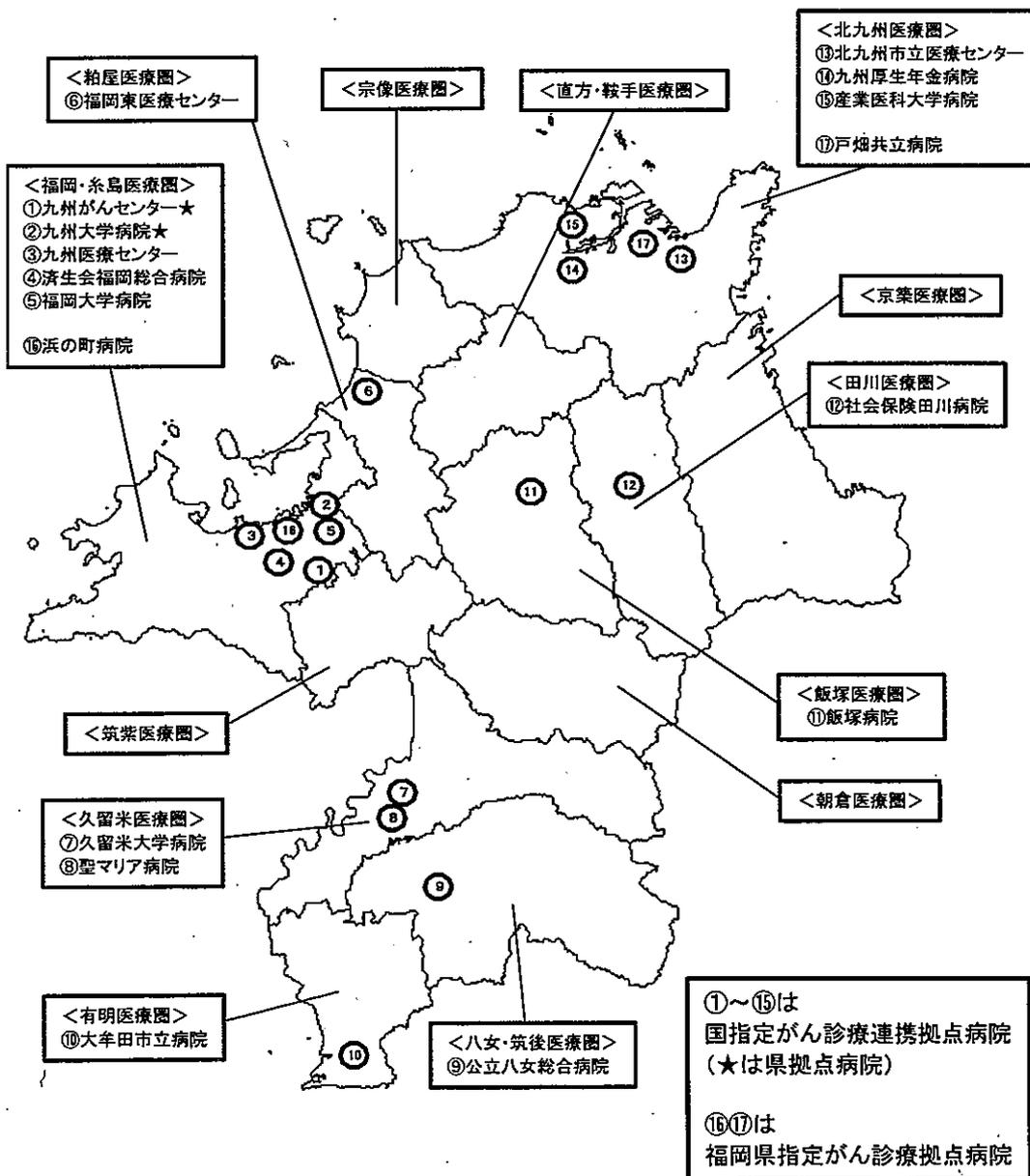
4月：地域がん診療病院への国指定通知書交付

がん診療連携拠点病院医療機関

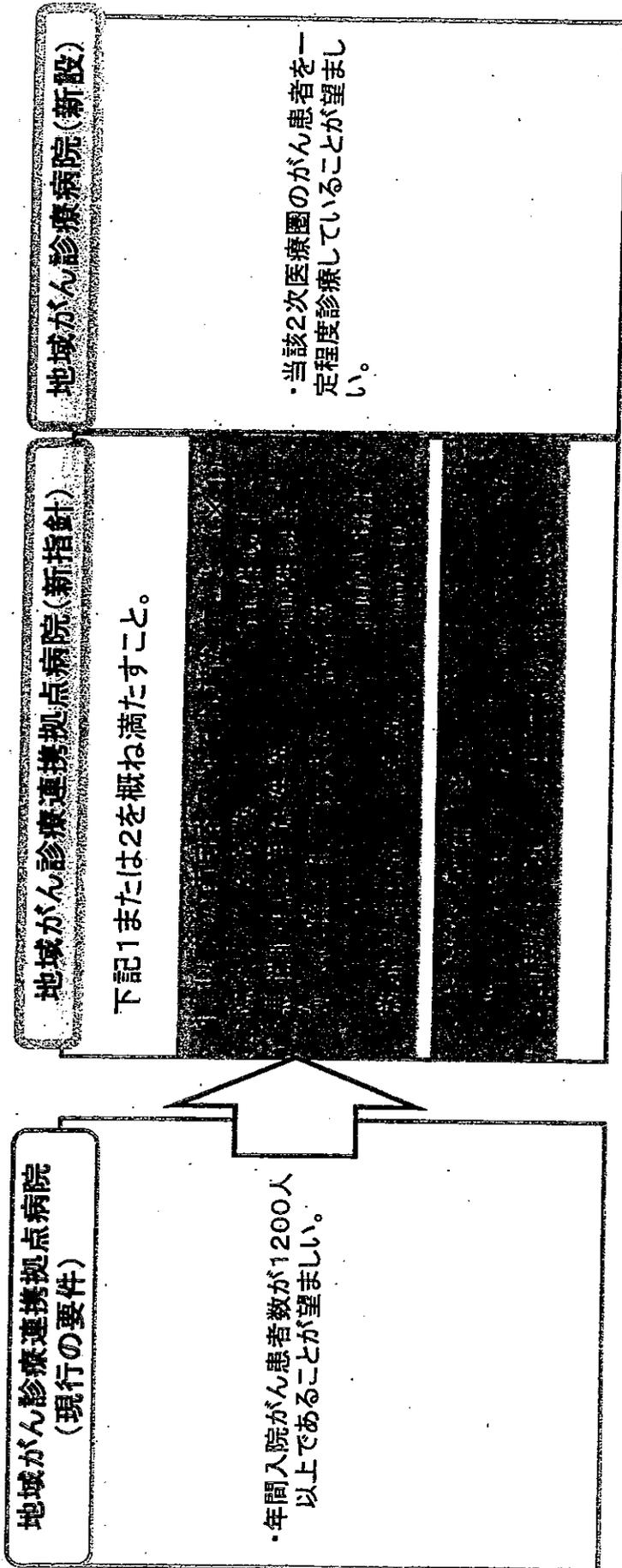
県・地域	ブロック	2次医療圏	医療機関	
県拠点			独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター	
			九州大学病院	
			2	
地域拠点	福岡	福岡・糸島	福岡大学病院	
			独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	
			福岡県済生会福岡総合病院	
		粕屋	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	
	筑後	久留米	久留米大学病院	
			社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	
		八女・筑後	公立八女総合病院企業団	
		有明	大牟田市立総合病院	
	筑豊	飯塚	飯塚病院	
		田川	社会保険田川病院	
	北九州	北九州	北九州市立医療センター	
			産業医科大学病院	
			独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院	
				13

がん診療連携拠点病院等 配置状況
(指定期間 平成27年4月～平成31年3月)

県・地域	ブロック	2次医療圏	指定医療機関	
県拠点	福岡	福岡・糸島	独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター 九州大学病院	
			2	
地域拠点	福岡	福岡・糸島	福岡大学病院 独立行政法人国立病院機構 九州医療センター 福岡県済生会福岡総合病院	
		粕屋	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	
	筑後	久留米	久留米大学病院 社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	
		八女・筑後	公立八女総合病院企業団	
		有明	大牟田市立総合病院	
	筑豊	飯塚	飯塚病院	
		田川	社会保険田川病院	
	北九州	北九州	北九州市立医療センター 産業医科大学病院 独立行政法人地域医療機能推進機構 九州病院	
			13	
			北九州	国家公務員共済組合連合会浜の町病院 社会医療法人共愛会戸畑共立病院
			2	



新指針による診療実績に関する要件の変更について



地域がん診療連携拠点病院
(現行の要件)

・年間入院がん患者数が1200人
以上であることが望ましい。

地域がん診療連携拠点病院(新指針)

下記1または2を概ね満たすこと。

地域がん診療病院(新設)

・当該2次医療圏のがん患者を一定
程度診療していることが望まし
い。

※1 平成23年度現況報告による年間新入院がん患者数が900～1200人のがん診療連携拠点病院の平均値(±2SD)を目安に設定 (がん診療提供体制のあり方に関するWG報告書)

※2 分子:各施設の年間新入院がん患者数

分母:患者調査による1ヶ月間の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地) × 二次医療圏 × 傷病分類別」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したもの

分子には、がん診療連携拠点病院現況報告の数値を用い、

分母には、原則として患者調査の最新公開情報の数値を用いる。

新指針による診療従事者に関する要件の変更について

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

地域がん診療連携拠点病院 (新指針)

地域がん診療病院 (新設)

専門的な知識及び技能を有する者	医師	医師以外の従事者	その他
新 手術療法 専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師は、原則として常勤。また、専従が望ましい。	常勤の医師の配置を求める。 専任から専従へ厳格化。 専任を求め、原則として常勤。 常勤必須へ厳格化。原則として専従を求める。 常勤を必須化。	専任の医師を配置することが望ましいとする。	医師の配置を求める。 放射線治療を行う場合には、専従の医師の配置を求める。
放射線治療 専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師は、原則として常勤。また、専従が望ましい。	以下を追加。当該技術者は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、専従かつ常勤の診療放射線技師の配置を求め、当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましいとする。
新 放射線診断 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤。また、専従が望ましい。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置すること。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
化学療法 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤。また、専従が望ましい。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
病理診断 専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤であること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
診療放射線技師 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置すること。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
放射線治療に携わる技術者 専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者を1人以上配置すること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
新 放射線治療に携わる看護士 専任の放射線治療に携わる常勤の看護士を1人以上配置すること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
化学療法に携わる看護士 専任の化学療法に携わる常勤の看護士を1人以上配置すること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
化学療法に携わる薬剤師 専任の化学療法に携わる常勤の薬剤師を1人以上配置すること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
緩和ケアに携わる看護士 専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護士を1人以上配置すること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
細胞診断 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
相談員 国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。
がん登録実務者 国立がん研究センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。	以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護士を1人以上配置することが望ましいとする。

平成 27 年 8 月 21 日

担当課：健康増進課 保健事業係
 直 通：092-643-3270
 内 線：3052
 担 当：砂田・吉田



福岡県がん検診受診率向上
 イメージキャラクター「検診くん」

がん検診推進の「よか取り組み」事業所の知事表彰を創設！

「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」に登録されている事業所では、様々な工夫を凝らした従業員のがん検診受診のための取り組み、「よか取り組み」が行われております。

今回、その「よか取り組み」を表彰する「福岡県がん検診よか取り組み事業所知事表彰」制度を新たに創設しました。

今後、事業所の選考を行い、「平成 27 年度福岡県働く世代をがんから守る事業所フォーラム」において表彰を行う予定です。

1 表彰の対象

平成 27 年 3 月 31 日時点で「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」に登録している事業所（2, 441 事業所）の中から、従業員等に対し、がん検診の重要性の周知や検診を受診しやすい環境づくりなどに取り組み、受診率の高い事業所を選考。

2 受賞することによるメリット

(1) 従業員のモチベーションの向上

がん検診推進並びに健康づくりに、積極的に取り組んでいることが事業所内に周知され、安心して働けることを従業員が認識できます。

その結果、従業員の仕事に対するモチベーションが上がるのが期待できます。

(2) 事業所の信頼性の向上

従業員の健康に配慮した働きやすい事業所であることをアピールできるため、人材の確保や定着、さらには、顧客や取引先の信用を増やすことが期待できます。

3 表彰式

「平成 27 年度福岡県働く世代をがんから守る事業所フォーラム」において実施
 （平成 27 年 11 月 11 日（水）13:30～ エルガーラホール 大ホールにて）

○福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業の概要

働く世代を中心としたがん検診の受診率向上を図り、がんによる死亡数を減少させることが目的。

当該事業に登録した事業所は、事業所内に「がん検診推進員」を置き、推進員は、県が提供する啓発グッズ等を活用して、従業員とその家族にがん検診の重要性の理解促進や受診勧奨等を行う。

「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」について

1 福岡県のがん検診の現状

本県においては、がんの早期発見・早期治療により、がん死亡数を減少させることを目指して、がん検診の受診率の向上に取り組んでいます。次の表のとおり受診率は向上しているものの、目標である50%（胃、大腸、肺については当面40%）には届いていません。

本県のがん検診受診率（国民生活基礎調査）（推計） (%)

	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
平成22年	28.5	21.1	19.1	34.4	34.7
平成25年	36.4	32.1	36.2	39.4	40.0
目標（H29年度）	40.0	40.0	40.0	50.0	50.0

2 事業の目的

小規模な事業所では、がん検診を実施している割合が低いなど、従業員ががん検診を受けにくい環境にあり、受診率が低い傾向にあります。

このことから、従業員及びその家族に対して、がん検診の受診を促進していただく事業所に参加登録していただき、がん検診の重要性の理解や市町村等が実施するがん検診を受診しやすい環境づくりに取り組んでいただくことで、全国に比べて低いがん検診受診率の向上を図り、早期発見・早期治療によりがん死亡数を減少させることを目的としています。

3 事業の内容

- (1) 事業所に「がん検診推進員」を置いて、従業員やその家族に対してがん検診の受診勧奨を行っていただく事業所を募集し、登録（以下「登録事業所」という。）します。
- (2) 登録事業所に対しては、登録証を発行するとともに、県ホームページに掲載します。
- (3) 「がん検診推進員」の活動に対して、がん検診に関する情報冊子（がん検診ハンドブック）、啓発グッズの無料配布やがん検診に関する情報提供などの支援を行います。
- (4) 年に1回、登録事業所が集う「福岡県働く世代をがんから守る事業所フォーラム」を開催し、登録事業所の効果的な取り組みに対する知事表彰を行うとともに、その事例を紹介し、取り組みの充実や拡大を目指します。

4 登録事業所のメリット

- (1) がん検診の受診を含め、健康づくりの取り組みが進めやすくなります。
がん検診の啓発に関する情報冊子・啓発グッズの無料配布やがんに関する情報提供などを行いますので、従業員に対するがん検診の受診促進を含め、健康づくりの取り組みが進めやすくなります。
- (2) 経営問題の一つを解決できます。
今後、少子高齢化が進展する日本では、労働力を担う高齢者の就労者が増加することで、働きながらがんになる人が増加しますが、がん検診受診促進の取り組みを進めやすくなることで、がんの早期発見・早期治療が可能となり、人的損失や医療費の増大という経営問題を解決できます。
- (3) 事業所のイメージアップが期待できます。
登録事業所名を福岡県ホームページで公表されます。
また、フォーラムにおいて、知事表彰の受賞やその取り組みを報告することにより、従業員の健康を大切に考えている事業所としてのイメージアップが期待できます。
- (4) 福岡県の競争入札参加資格審査において加点の対象となります。
当該事業に登録することは、地域貢献活動を行っているとして評価されますので、入札参加資格審査により加点対象となります。

5 登録事業所数

2,441事業所（平成27年3月31日現在）

6 問い合わせ先・福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業ホームページなど

福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係 ・ 092-643-3270

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gankoujou.html>【「福岡県 がん 働く世代」で検索】

働く世代をがんから守るがん検診推進事業

貴事業所の大切な宝である従業員を がんから守りましょう!!

参加登録事業所募集

事業所の 取組内容

従業員の方に「がん検診推進員」になっていただき、他の従業員やご家族の皆様にも市町村等が実施する「がん検診」受診を勧めさせていただきます。

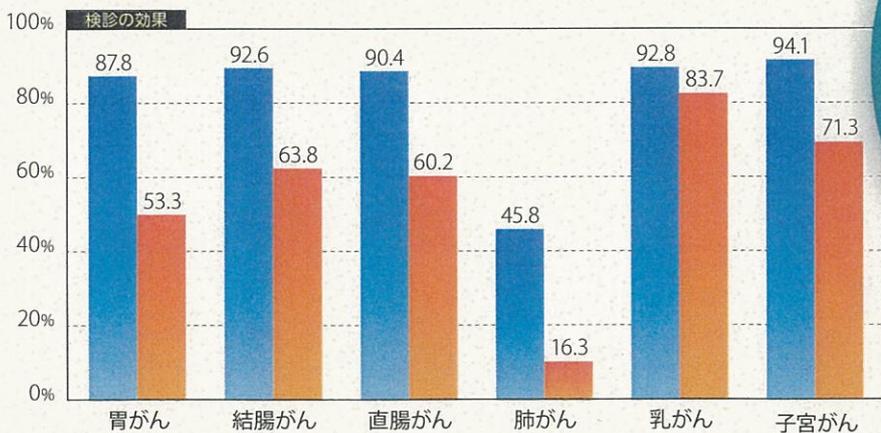
参加される事業所は「働く世代をがんから守るがん検診推進事業所」として登録し、参加登録証を発行するとともに、福岡県ホームページに掲載します。

無症状のうちに定期的に受けることが大切です!

※気になる症状がある方は、検診を待たずに医療機関を受診してください。

■ がんの5年相対生存率

■ 検診で発見された場合
■ 検診以外で発見された場合
(100%に近いほど治療で生命を救えることを意味します)



●5年相対生存率(ごねんそうたいせいぞんりつ)とはあるがんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合が、日本人全体で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表します。

出典:「がん研究振興財団(がんの統計'05)」

登録により、福岡県の競争入札参加資格審査における、地域貢献活動の評価により加点対象となります。なお、がん検診受診状況を年1回報告していただきます。(詳しくは県ホームページをご覧ください▼)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gankoujou.html>

検索ワード

福岡県の がん検診受診率は、 35%程度!!

(平成25年国民生活基礎調査)

きっかけがあれば、
もっと受けて
くれるのでは?



福岡県保健医療介護部 健康増進課 保健事業係

お問い合わせ先 TEL/092-643-3270 FAX/092-643-3271

福岡県がん検診受診率向上
イメージキャラクター「検診くん」

平成 年 月 日

「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」参加申込書

福岡県知事

殿

事業所名

代表者氏名

「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の趣旨に賛同し、次のとおり参加を申し込みます。

1. 事業所の概要

事業所の所在地	〒 ー	
業種 (事業内容)		
従業員数 (男女別)	合計 ー 名 (男性 ー 名、女性 ー 名)	
フリガナ		
がん検診 推進員の氏名		
がん検診 推進員 連絡先	所属部署	
	TEL	() ー
	FAX	() ー
	E-mail	
担当者 連絡先 <small>(連絡担当者が違う場合に 記入してください。)</small>	所属部署	
	TEL	() ー
	FAX	() ー
	E-mail	

2. 申込事業所及びその役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)は、暴力団、暴力団員ではありません。

また、これらと密接な関係を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

FAX / 092-643-3271

全国がん登録説明会

厚生労働省 健康局
がん対策・健康増進課



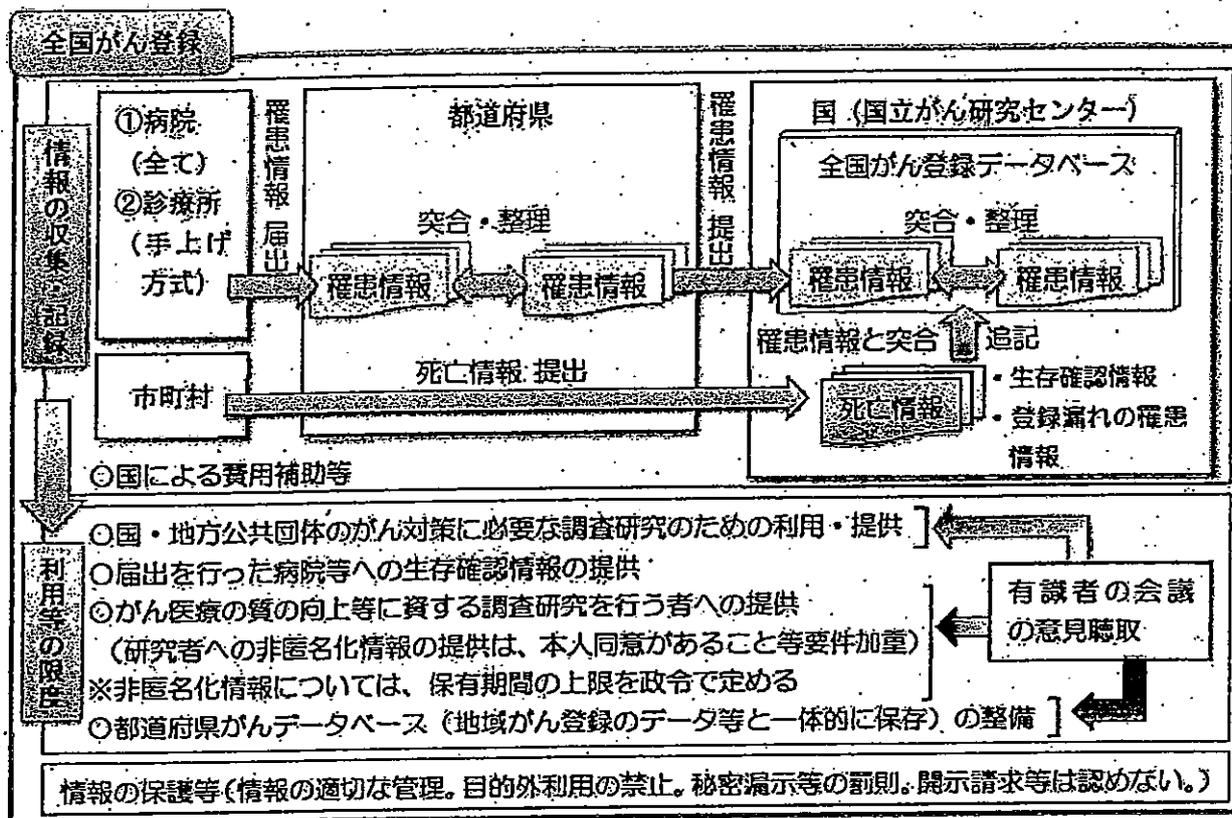
がん登録推進法の概要 1

- 「全国がん登録」：国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

基本理念

- 1 全国がん登録：広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
- 2 院内がん登録：全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
- 3 がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- 4 民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- 5 がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

がん登録推進法の概要 2



がん登録推進法の概要 3

院内がん登録等の推進

院内がん登録の推進、国によるがん治療情報の収集等のための体制整備

人材の育成

全国がん登録等の事務に従事する人材確保等のための必要な研修等

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等
 - ⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関
 - ⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者
 - ⇒がん医療の質の向上等に貢献

国民への情報提供を充実させ、がん医療の質の向上等を図り、がん対策を科学的知見に基づき実施

がん登録部会の設置について

平成26年6月 厚生科学審議会において承認

○ 設置の主旨

平成25年12月に成立した「がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)」(以下「法律」という。)において、「審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない」(第15条第2項等)とされた事項、その他がん登録等の推進に関する事項について調査審議するものである。

○ 部会の検討事項

- (1) 法律に基づく政省令、指針等
- (2) 法律に基づくがん登録等の情報の提供
- (3) がん登録等の推進のために必要な事項
- (4) その他

○ 部会の構成

がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者、個人情報の保護に関する学識経験のある者、がん罹患経験者等を委員として参集(委員24名)。

政令(案)の解説

政令での検討事項

- ・がんの定義(法第2条関係)
- ・生存と死亡の別を調査する期間(法第12条関係)
- ・全国がん登録情報の保存等(法第15条第1項関係)
- ・審議会等(法第15条第2項関係)
- ・都道府県がんデータベースに記録できる情報(法第22条第1項関係)
- ・都道府県知事の権限及び事務の委任(法第24条関係)
- ・国等における全国がん登録情報等の保有等の制限(法第27条関係)
- ・本人同意に係る経過措置(法附則第2条関係)
- ・その他全国がん登録情報等の提供にかかる手数料等(法第40条第1項、法第41条第1項関係)

法第2条関係(がんの定義)

第二条第一項

この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。



政令案

全国がん登録における「がん」の定義として、以下の腫瘍を定める。

- ①悪性新生物及び上皮内がん
- ②髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍
- ③一部の卵巣腫瘍
 - ※ 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腺腫 など
- ④消化管間質腫瘍

法第5条第2項関係 (有用性が認められない届出)

第五条第二項

前項の「附属情報」とは、次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報の届出(その届け出る情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。))を含む。同条第二項及び第五項並びに第七条第一項を除き、以下この章において単に「届出」という。)がされた次条第一項に規定する届出対象情報をいう。



政令案

初回の診断が行われたときから100年後の1月1日以後の届出については、全国がん登録データベースへの記録及び保存の対象から除外することとする。

法第12条関係(生存と死亡の別を調査する期間)

第十二条第二項

前項の規定による照合は、がんに係る調査研究のためにがんに罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した全国がん登録情報等については、死亡者情報票のうち、がんの罹患に関する情報が記録され、又は記載されているものとしてだけ行うものとする。



政令案

厚生労働大臣が、全国がん登録情報等について、がんに罹患した者が生存しているか死亡しているかの別を調査する必要がある期間は、100年とする。

法第15条第1項関係(全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存期間等)

第十五条第一項

厚生労働大臣は、全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、がんに係る調査研究のためにがんにかんがえられた者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令¹⁾で定める期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令²⁾で定める期間内にその匿名化を行わなければならない。



政令案

がんにかんがえられた者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間を100年¹⁾とし、当該期間を経過した後1年²⁾以内にその匿名化を行わなければならないこととする。

法第22条第1項関係(全国がん登録に類する事業等)

第二十二條第一項第一号

この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であつて、全国がん登録に類するものとして政令¹⁾で定めるものにより収集されたこれらの情報

同条同項第二号

当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令²⁾で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報



政令案

都道府県がんデータベースに保存できる情報は、地域がん登録事業¹⁾の情報並びにがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として都道府県知事が指定する者及び以下に掲げる者²⁾から得られる情報とする。

- ・当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村、学識経験者の団体、事業者
- ・国立がん研究センター
- ・公益財団法人放射線影響協会
- ・公益財団法人放射線影響研究所
- ・保険者及び後期高齢者医療広域連合

法第22条第2項関係(がんに係る調査研究のために利用することが想定される情報)

第二十二條第二項

ただし、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存しようとする情報が、都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報である場合は、この限りでない。



政令案

都道府県が審議会の意見を聴かずに都道府県がんデータベースに保存できる情報は、地域がん登録の情報及び都道府県がん情報とする。

法第24条関係(都道府県知事の権限及び事務の委任)

第二十四條第一項

都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

- 一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務
- 二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供に係る権限及び事務(当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。)
- 三 第二十二條第一項及び第三項に規定する権限及び事務(都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。)



政令案

都道府県知事の権限及び事務の委任先は、審議会等の意見を聴いて、都道府県知事ががん医療等について科学的知見を有する者として認める者とする。

法第27条及び法第32条関係 (全国がん登録情報等の保有の期間の限度)

第二十七条

厚生労働省、国立がん研究センター、都道府県(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。)及び市町村は、全国がん登録情報等若しくは都道府県がん情報等若しくはこれらの情報の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報について、全国がん登録データベースにおいて保存する場合又は都道府県がんデータベースにおいて保存する場合を除き、第二節及び第三節の規定による利用又は提供(国立がん研究センター、都道府県又は市町村にあっては、同節の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合におけるその提供を受けた目的に係るこれらの情報の利用(以下この条において「受領情報の利用」という。))を含む。)に必要な期間(同節の規定による利用(受領情報の利用を含む。))に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。)を超えて保有してはならない。

第三十二条

第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間(全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。)を超えて保有してはならない。



政令案

国や調査研究を行う者等が全国がん登録情報等を保有できる期間の上限は、5年とする。ただし、研究の性質等の事情によりこれによることが不相当であると厚生労働省令や都道府県の規則で定めるものについては、保有期間を●年(ただし、当該研究の計画において定められている研究実施期間の末日が、●年の保有期間を過ぎた日より先に到来する場合には、研究実施期間の末日まで)とする。

法附則第2条関係(本人同意に係る経過措置)

附則第二第一項

この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)前に開始されたがんに係る調査研究として政令¹⁾で定めるものが、その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされている者(施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者として政令²⁾で定める者に限る。)の第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものと認められる場合として政令³⁾で定める場合において、当該対象とされている者について、これらの同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従った措置が講じられているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供の求めを行った場合における当該対象とされている者に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供については、同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。



政令案

法施行前に開始されたがんに係る調査研究のうち、規模等の一定の条件を満たすものは、全国がん登録情報等を利用する際の本人同意については代替措置を可能とする。

省令(案)の解説

省令での検討事項

- ・全国がん登録データベースに登録する情報(法第5条第1項関係)
- ・病院又は診療所の管理者が都道府県知事に届け出る情報(法第6条第1項関係)
- ・診療所の指定(法第6条第2項関係)
- ・審査等のための調査事項(法第10条第1項関係)
- ・死亡者情報票に記載する情報(法第11条第1項関係)
- ・死亡者情報票との照合のための調査事項(法第13条第1項関係)
- ・死亡者新規がん情報に関する通知(法第14条関係)
- ・厚生労働大臣による提供(法第17条第1項第3号関係)
- ・都道府県がん情報(法第20条関係)

法第5条第1項第2号関係(初回の診断に係る住所)

第五条第一項第二号

当該がんに罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所(厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める住所)の存する都道府県及び市町村の名称



省令案

初回の診断に係る住所は、がんに罹患した者の同一のがんについて、当該住所に係る情報が複数存在するときは、それらのうち最も早い日に得られた情報に記載された住所とする

法第5条第1項第3号関係(がんの発生が確定した日)

第五条第一項第三号

診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日



省令案

がんの発生が確定した日は、病院等において初回の診断を行った日とし、当該日が複数ある場合は、それらのうち最も早い日とする

法第5条第1項第4号及び法第6条第1項第4号関係
(がんの種類)

第五条第一項第四号

当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

第六条第一項第四号

当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項



省令案

がんの種類を区別するために、以下の事項を登録することとする

- ・原発部位
- ・細胞型又は組織型
- ・性状
- ・異型度、分化度又は表現型

法第5条第1項第5号及び法第6条第1項第5号関係
(がんの進行度)

第五条第一項第五号

当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

第六条第一項第五号

当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項



省令案

がんの進行度は、病院等において、以下のタイミングで診断されたものを登録することとする

- ・初回の治療前
- ・初回の治療を目的とした手術を行った場合における当該手術の後に診断された当該がんの進行度

法第5条第1項第6号及び法第6条第1項第6号関係
(がんの発見の経緯)

第五条第一項第六号

当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

第六条第一項第六号

当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項



省令案

がんの発見の経緯は、

- ・がん検診又は健康診査
- ・当該がん以外のがんを含む疾病の診療
- ・死体の解剖
- ・その他

のうち、その結果によってがんを発見することとなったものとする

法第5条第1項第7号及び法第6条第1項第7号関係
(がんの治療の内容)

第五条第一項第七号

当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

第六条第一項第七号

当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項



省令案

がんの治療の内容は、

- ・手術(内分泌療法に該当する手術を除く)
- ・放射線療法
- ・化学療法
- ・内分泌療法
- ・その他の治療

のうち、当該がんの治療のために行われたものについて、その状況を登録することとする

法第5条第1項第8号関係
(がんの診断又は治療を行った病院等)

第五条第一項第八号

当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項



省令案

がんの診断又は治療を行った病院等のうち、最初に診断を行った病院等と、最初に治療を行った病院等については、その名称と、医療機関コードを登録することとする。

法第5条第1項第9号関係(生存確認情報)

第五条第一項第九号

当該がんに罹患した者の生存確認情報(生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令¹⁾で定める日(死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令²⁾で定める事項)をいう。以下同じ。)



省令案

生存を確認した直近の日として登録するのは、

- ・全国がん登録情報と死亡者情報票とを照合した場合には、照合を行ったすべての死亡者情報票のうち、最も遅く死亡した者に係る死亡者情報票に記載された年の末日¹⁾とする
- ・全国がん登録情報と死亡者情報票とを照合する前にあっては、病院等において初回の診断を行った日として届け出られた日のうち、最も遅い日¹⁾とする

死亡が確認された場合には、死亡者情報票に記録された死亡の原因²⁾を登録することとする

法第5条第1項第10号関係(その他の登録情報)

第五条第一項第十号

その他厚生労働省令で定める事項



省令案

第1条～第8条に規定する事項のほか、以下に掲げる事項についてもその他の登録情報として登録することとする。

- ・厚生労働大臣ががんに罹患した者を識別するために付した番号
- ・厚生労働大臣ががんに罹患した者の当該がんを識別するために当該がんについた番号。また、多重がんの場合は、当該複数のがんについて、その罹患の順を識別するためにそれぞれに付した番号
- ・病院等ががんに罹患した者の診療録に記録した番号
- ・病院等におけるがんの初回の診断の根拠となった診断方法
- ・病院等が診断を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの診断を行った病院の有無
- ・病院等が治療を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの治療を行った病院の有無

法第6条第1項関係(届出を行う期間)

第六条第一項

病院又は次項の規定により指定された診療所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。



省令案

病院等の管理者が、原発性のがんについて、初回の診断が行われたときに都道府県知事に届け出なければならない期間は、病院等が初回の診断を行った日から、その翌年末までとする。

法第6条第1項第2号関係 (病院等に関する届出対象情報)

第六条第一項第二号

当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項



省令案

病院等に関する届出対象情報は、当該病院等の所在地及び管理者の氏名とする

法第6条第1項第3号関係
(病院等に関する届出対象情報)

第六条第一項第三号

当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日



省令案

がんの診断日は、病院等が初回の診断を行った日とする。

法第6条第1項第9号関係(その他の届出対象情報)

第六条第一項第九号

その他厚生労働省令で定める事項



省令案

以下に掲げる事項について、その他の届出対象情報とすること。

- ・病院等ががんに罹患した者の診療録に記録した番号
- ・病院等におけるがんの初回の診断の根拠となった診断方法
- ・病院等が診断を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの診断を行った病院の有無
- ・病院等が治療を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの治療を行った病院の有無

法第6条第2項関係(診療所の指定)

第六条第二項

都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。



省令案

診療所の指定は、診療所の開設者による手挙げ方式により実施することとする

法第10条第1項関係(審査等のための調査事項)

第十条第一項

厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。



省令案

厚生労働大臣が都道府県整理情報の審査及び整理を行うに当たって、通知により都道府県知事に調査を依頼することができる情報は、病院等が届出を行うこととされている情報すべてとすること

法第11条第1項関係(死亡者情報票に記載する情報)

第十一条第一項

市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。次項において同じ。)は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票(死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時ににおける住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)又はこれらの情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。)を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、当該市又は特別区の設置する保健所の長)に提出しなければならない。



省令案

死亡者情報票に記載する情報は、人口動態調査令施行細則様式第2号により提出する事項とすること

法第13条第1項関係 (死亡者情報票との照合のための調査事項)

第十三条第一項

厚生労働大臣は、前条の照合を行うに当たって、がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。



省令案

厚生労働大臣が全国がん登録情報と死亡者情報との照合を行うに当たって、通知により都道府県知事に調査を依頼することができる情報は、法第6条第1項第1号(氏名、性別、生年月日及び住所)第2号(病院等の名称など)、第4号(がんの種類)、第8号(死亡の日)及び第9号(その他の登録情報)に掲げる事項とすること

法第14条関係(死亡者新規がん情報に関する通知)

第十四条

厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令¹⁾で定める都道府県知事に対し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令²⁾で定める事項を通知するものとする。



省令案

厚生労働大臣が死亡者新規がん情報が判明したときに通知する都道府県知事は、以下に掲げる者¹⁾とすること

- ・死亡診断書若しくは死体検案書の作成に係る病院等若しくは医師の所在地若しくは住所地の都道府県知事、又は死亡者情報票に記載された死亡の時に於ける当該死亡者の住所地の都道府県知事
- ・都道府県知事が市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めた結果判明した死亡者新規がん情報に係るがんの初回の診断を行った病院等の所在地の都道府県知事

また、厚生労働大臣が死亡者新規がん情報が判明したときに都道府県知事に対して通知する事項は、死亡診断書の作成に係る病院等その他の施設の所在地又は医師の住所並びに死亡者新規がん情報に係るがんに罹患した者の氏名、性別、生年月日、住所、死亡日及び死亡の原因²⁾とすること。

法第17条第1項第3号関係(情報提供の対象者)

第十七条第一項第三号

前号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者



省令案

厚生労働大臣が全国がん登録データベースを用いて全国がん登録情報又は特定匿名化情報を提供できる者として、国の他の行政機関、独立行政法人及びこれらの機関からがんに係る調査研究の委託を受けた者又は共同して調査研究を行う者に準ずる者は、以下に掲げる者とする

- ・公益財団法人放射線影響協会
- ・公益財団法人放射線影響研究所
- ・福島復興再生特別措置法の規定に基づき、福島県が行う健康管理調査の委託を受けた者

新 政令第9条関係
(保有期間を延長できる全国がん登録情報)

政令第9条

国や調査研究を行う者等が全国がん登録情報等を保有できる期間の上限は、5年とする。ただし、研究の性質等の事情によりこれによることが不相当であると厚生労働省令や都道府県の規則で定めるものについては、保有期間を●年(ただし、当該研究の計画において定められている研究実施期間の末日が、●年の保有期間を過ぎた日より先に到来する場合にあっては、研究実施期間の末日まで)とする。



省令案

全国がん登録情報のうち、保有期間を●年とすることができるのは当該情報の利用を開始して5年が経過する年の末日が、研究計画において定められている研究の実施期間の末日よりも先に到来する場合とする

法第20条関係(都道府県がん情報の提供)

第二十条

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令¹⁾で定める生存確認情報及び厚生労働省令²⁾で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。



省令案

都道府県知事が、当該都道府県の区域内の病院等の管理者から、提供の請求を受けたときに提供を行うこととなる都道府県がん情報は、法第5条第1項第9号に規定する生存確認情報¹⁾及び法第5条第2項に規定する附属情報²⁾すべてとすること

国の役割

国の役割

- ・全国がん登録データベースの整備(第5条)
- ・登録情報の審査及び全国がん登録データベースへの記録(第9条)
- ・死亡者情報票との照合及び結果の記録、調査等(第12～14条)
- ・全国がん登録データベースにおける情報の保存及び匿名化(第15条)
- ・全国がん登録情報の利用、提供(第17条、第21条)
- ・厚生労働大臣の権限及び事務の委任(第23条)
- ・全国がん登録に係る情報の適切な管理に必要な措置(体制整備)(第25条)
- ・費用の補助等(第40条)

等

費用の補助(法第四十条関係)

国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

○都道府県健康対策推進事業(がん登録部分)

がん登録を推進し、がん対策の基礎となるデータを把握するため、届出対象情報の突合・整理等に必要な体制を構築し、全国がん登録の施行に向けた医療機関等への周知広報を図るとともに、医療機関等への届出1件当たりの情報提供料に対する助成を行う等、地域のがん対策の推進を図る。

(補助先)都道府県(補助率)都道府県(1/2)



都道府県健康対策推進事業の「がん登録の推進に資する事業」として、平成27年度予算で6億円を計上

平成27年度都道府県健康対策推進事業の「がん登録の推進に資する事業」で補助対象となるものの例

①医療機関への情報提供料

※平成26年度までは、がん診療連携拠点病院に対しては、院内がん登録促進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)により、院内がん登録に係る経費を補助してきたが、平成27年度からは、がん診療連携拠点病院を含むすべての医療機関に対し、本事業により補助することとなっているので、地域の実情に応じて、医療機関に適切な支援を行っていただきたい。

②医療機関等への説明会の開催に係る報償費、旅費、印刷製本費、賃借料等

③がん登録に関する審議会の開催に係る報償費、旅費、印刷製本費、賃借料等

④国立がん研究センターが行う都道府県向け説明会に出席するための旅費

⑤地域がん登録データベースシステムから全国がん登録データベースシステム(都道府県がんデータベース)への移行作業に係る賃金、委託費等

※移行が迅速かつ円滑に行われることは、全国がん登録データの充実に資することから、今年度については移行費用を支援する。

※①、⑤以外は全国がん登録に係る経費を補助対象とする。

※国立がん研究センターが提供する都道府県がんデータベースの利用料は補助対象とはならない。

都道府県の役割

都道府県の役割

- ・診療所の指定(第6条)
 - ・届出の勧告等(第7条)
 - ・全国がん登録への届出(第8条)
 - ・全国がん登録データベースを用いた、当該都道府県情報の利用や提供、
市町村等や病院等への提供(第18条～第21条)
 - ・都道府県の審議会等の立ち上げ(第18条)
 - ・都道府県がんデータベースの整備(第22条)
 - ・都道府県知事の権限及び事務の委任(第24条)
 - ・全国がん登録に係る情報の適切な管理に必要な措置(体制整備)(第25条)
- 等

診療所の指定(法第六条第二項関係)

省令案

診療所の指定は、診療所の開設者による手挙げ方式により実施することとする



指定されたい診療所の開設者が、
・届出を開始しようとする年の前年の締切日までに
・当該診療所の所在地の都道府県知事に申請
することとする予定

○診療所からの指定申請について

- ・指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、申請書を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出

○指定について

- ・指定は各年1月1日付けでまとめて行い、年途中には指定を行わない
- ・指定は、各年1月1日付けで指定した旨を通知する

○指定期間について

- ・指定期間の制限はなし
- ・指定された診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続する

○指定日と届出義務の発生する対象の関係について

- ・指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする

○指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

- ・指定を受けていない診療所からの届出は受理しない
- ・指定を受けていない診療所は、遡り調査の対象としない

都道府県がんデータベースの整備 (法第二十二條第一項関係)

政令案

都道府県がんデータベースに保存できる情報は、地域がん登録事業の情報並びにがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として都道府県知事が指定する者及び以下に掲げる者から得られる情報とする。

- ・当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村、学識経験者の団体、事業者
- ・国立がん研究センター
- ・公益財団法人放射線影響協会
- ・公益財団法人放射線影響研究所
- ・保険者及び後期高齢者医療広域連合

都道府県知事の権限及び事務の委任 (法第二十四條第一項関係)

政令案

都道府県知事は、次に掲げる者に当該都道府県知事の一部の権限及び事務を行わせることができる。

⇒都道府県知事の権限及び事務の委任先は、審議会等の意見を聴いて、都道府県知事ががん医療等について科学的知見を有する者として認める者

この「審議会等」とは、法第十八條第二項で規定する「都道府県の審議会その他の合議制の機関」のこと

都道府県知事の権限及び事務の委任を予定している都道府県においては、委任先について、都道府県の審議会等に諮っていただく必要がある

参考)第十八條第三項

前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

Q 審議会等を、法施行前に設置、諮問することは可能か？

A 都道府県の事務の委任先について、法第18条第2項の審議会に諮ることについては、準備行為として法施行前であっても可能とする旨、政令において規定するよう調整している。

※委任の契約自体については法施行日以後としていただく必要がある

参考)

附則第八条(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

Q 新たな審議会の立ち上げが必要か？

A 法に定められた要件を満たしていれば、既存組織の活用も可能で、必ずしも新たに立ち上げる必要はないが、法第18条に規定する学識経験者が含まれる必要がある。

※「学識経験者の出席」については、法において「委員その他の構成員」として学識経験を置くことと規定されているため、決定権を持たないオブザーバー等としてではなく、構成員として学識経験者が含まれる必要あり。臨時委員等を要綱等で認めている場合、そうした形で臨時的に構成員としていただいても差し支えない。

Q 第18条第2項の「審議会その他の合議制の機関」は、地方自治法第138条の4第3項の法律又は条例により定める附属機関としての審議会でなければならないのか？

また、条例改正は必要か？

A 普通地方公共団体において、審議会等を設置する場合は、地方自治法第138条の4第3項に基づき、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」とされていることから、がん登録推進法に規定する、諮問のための審議会等の機関を定める場合についても、同様の取扱いとなる。

なお、がん登録推進法第18条自体が、地方自治法に基づく審議会等の設置の根拠規定となることから、都道府県や市町村において、審議会を設置する際に必ずしも新たに条例を制定していただく必要はないが、要綱等は必要に応じ作成いただきたい。

医療機関の役割

医療機関の役割

全国がん登録への届出(第6条)

→所在地の都道府県へ届出

病院又は次項の規定により指定された診療所(①)(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に(②)、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。



①病院は全て、診療所は手上げして、都道府県知事に指定された診療所

②当該がんの自施設診断日として定める日の翌年末まで

例)診断日が2016年1月10日 届出期限 2017年12月31日

2016年12月28日 届出期限 2017年12月31日 とする予定

地域がん登録の標準登録票項目とほぼ同じになる予定

病院等への提供(法第二十条関係)

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。



届出をした医療機関には生存確認情報及び附属情報を提供

届出がなされなかった場合(法第七条関係)

都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

福岡県重粒子線治療費利子補給事業について

1 事業目的

がん治療方法の選択肢をより一層広げるため、治療効果の高い高額な「重粒子線治療」を受けやすくすることで、がんによる死亡率の減少を目指す。

2 事業概要

福岡県民が九州国際重粒子線がん治療センターで「重粒子線治療」を受けるため、金融機関から治療費を借り入れた場合に、県が利子の一部を助成するもの

(1) 内容

- ・対象借入金 314万円以内
- ・対象利子 年利率6%以内（保証料率を含む）
- ・対象期間 7年（84月）以内

(2) 対象者

- ・患者本人、患者の親族（3親等以内）、又は患者と同一の世帯に属する者のいずれかであること
- ・重粒子線治療開始時点において、福岡県内に1年以上住所を有している者であること
- ・申請者世帯の課税総所得の合計額が600万円以下であること

3 事業開始年度

平成26年度

4 県民への周知方法

- ・普及啓発用チラシ（別添）を作成のうえ、県医師会、医療機関、保健所等関係機関に配布した。県ホームページへの掲載
- ・がん治療のために、九州国際重粒子線治療がん治療センターを受診した県内の患者に対し、チラシを手渡ししていただくよう、同センターに依頼した。
- ・本事業の円滑な実施を図るため、県内に本店がある金融機関（銀行）を訪問のうえ、概要説明を行い、各支店への周知・協力を依頼した。

5 平成26年度実績

- ・申請件数 2件
- ・承認件数 2件
- ・利子補給金支払金額 40,158円

平成27年においては、新規申請件数はなし（平成27年8月末現在）

～重粒子線によるがん治療を受けられる方へ～

福岡県重粒子線治療費利子補給事業

福岡県民の方が九州国際重粒子線がん治療センター（鳥栖市）で、「重粒子線治療」を受けるために、金融機関から治療費を借り入れた場合に、利子の一部を県が助成する制度です。

対象借入金

314万円以内

対象利子

年利率6%以内
(保証料率を含む)

対象期間

7年(84月)以内

利子補給の対象者 (※(1)～(3)のいずれにも該当する方で、対象者の資格審査を行います。)

- (1) 患者本人、患者の親族(3親等以内)、又は患者と同一の世帯に属する者のいずれかであること
- (2) 重粒子線治療開始時点において、福岡県内に1年以上住所を有している者であること
- (3) 申請者世帯の課税総所得の合計額が600万円以下であること

申請に必要な書類

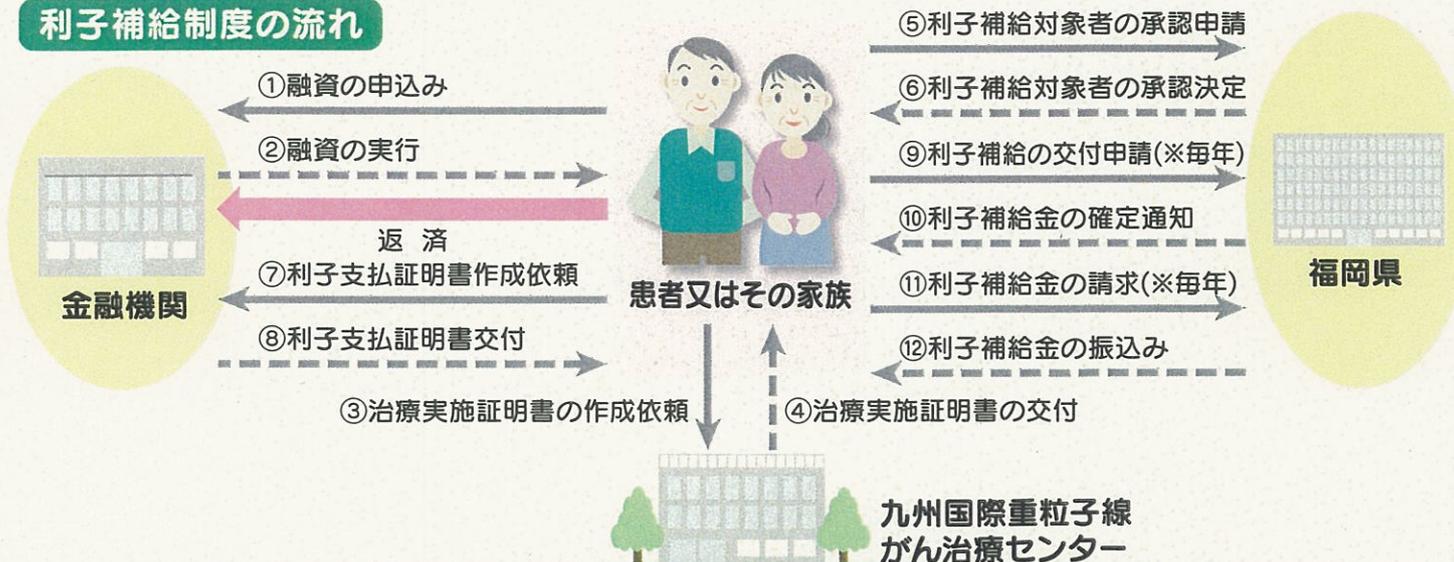
- (1) 利子補給対象者承認申請書
- (2) 金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
- (3) 金融機関で発行する返済予定表の写し
- (4) 重粒子線治療実施証明書等
- (5) 患者本人が属する世帯全員の住民票
- (6) 世帯全員の所得証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類
※なお、患者の親族等が申請者となる場合は、次の書類も必要です。
- (8) 申請者が患者の親族(3親等以内)又は同一の世帯に属することを証する書類



福岡県がん検診受診率向上イメージキャラクター 「検診くん」

○利子補給対象者として県の資格審査で承認された場合は、毎年度、利子補給金の交付申請(※⑨、⑪)の手続きを行っていただき、内容審査のうえ、利子補給金の交付を決定します。

利子補給制度の流れ



【問い合わせ先】福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係 ☎ 092-643-3270

「リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2015 福岡」について

1 リレー・フォー・ライフとは

○ 歴史

「がん細胞は24時間眠らない、がん患者のがんと闘いも24時間休みなく続いている」と、1985年アメリカのシアトル郊外で、一人の医師ががん患者救済やがん征圧、がん予防を訴え、そのための寄付金を募るために始めたチャリティーイベント

○ 趣旨

参加者それぞれがチームを組み、リレー形式で24時間歩き続けながら、寄付金を集め、みんなで一緒に歩くことによって、「自分一人だけじゃないんだ」という生きる希望が生まれることを目指すもの

○ その他

イベントでは、企業、個人からの寄付、募金を受け付けており、その収益金は公益財団法人日本対がん協会に寄付され、検診受診率アップのための啓発活動、若手専門医師の育成、無料電話相談「ホットライン」の拡充など、患者支援活動に役立てられている。

2 主催者

リレー・フォー・ライフ福岡実行委員会

(名誉会長は、長 裕海 県議会議員、会長は、宮部 治恵 氏)

公益財団法人 日本対がん協会

公益財団法人 福岡県すこやか健康事業団

3 当日の開催内容

○日時 平成27年9月12日(土) 11:00~13日(日) 11:00

○場所 国営海の中道海浜公園 ※雨天決行

○タイムスケジュール

11:00 開会式

開会式後、サバイバー(=がんの経験者)がウォークスタート。(はじめにがん患者のみで池の周りを1周するのを参加者が見守り激励する。)

その後、参加者がリレーし、池の周りを翌日11:00まで歩く。

4 「リレー・フォー・ライフ・ジャパン 福岡」の参加人数

リレー・フォー・ライフの福岡県での開催は、平成21年度より実施しており、今年で第7回目を迎える。

第1回(平成21年度)	1, 632名
第2回(平成22年度)	1, 563名
第3回(平成23年度)	1, 471名
第4回(平成24年度)	1, 405名
第5回(平成25年度)	1, 513名
第6回(平成26年度)	約1, 500名

★参加スタイル

①チーム参加の方へ（事前に登録をお願いします）

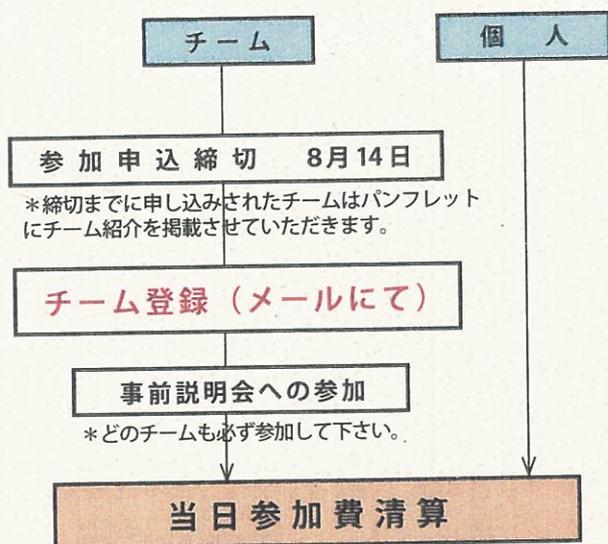
交代でリレーを続けられるよう、チームメンバーを集めて下さい（推薦人数：5～20名）
サバイバー（がん患者）の負担軽減の為、サバイバー以外の方（家族・友人）も入れてチームを組んで下さい。

②個人参加の方へ（当日参加大歓迎）

個人、又は5名以下のチームで参加される場合は、実行委員会で編成したチーム（ふっぴ〜隊）にてご参加いただけます。
もちろん各自自由に参加も可能です。

参加費 1名 1,000円（高校生以下及びサバイバー（がん患者）は無料）

★参加申込の流れ



★同意事項 以下の項目に同意の上、お申込みください。

- 天災、事故、事件等で中止になった場合、また参加者の都合でキャンセルされた場合、支払われた参加費等はお返しできませんのでご承知おきください。
- 夜間24時～6時は会場の入口を閉鎖します。緊急時のみ対応しますので、本部へお越しください。
- イベント中の映像、写真、記録はテレビ・新聞・インターネット等に掲載される場合がございます。ご了承下さい。
- 会場内は全面禁煙です。ご協力をお願いします。
- 飲酒運転は絶対にしないでください。
- ゴミは各自責任をもってお持ち帰り下さい。
- 椅子、机、自転車等物品の貸し出しはしません。ご了承下さい。
- 会場内は火気厳禁です。（ルミナリエのろうそくのみ使用となっております）
- 会場内の電源は使用出来ません。（携帯のバッテリーやテント内の電気など各自でご用意をお願いします）
- 会場内は夜間電灯など少し明かりはございますが、テントの中には用意しておりません。各自で明かりの用意をお願いします。
- 駐車場は最初に車を出す時にお金が発生します（500円）。その駐車料金をお支払した際に、機械から出てくる券で1日中車の出し入れは自由となります（次の日は使えません）ご了承下さい。
- テント内では募金につながる活動を必ずお願いします。（フリーマーケットやクッキーなどの販売など、事前届け出が必要）
- 営利目的やRFL以外の募金活動につながる行為や宣伝は禁止です。（テントの中にチラシなどを置くのはOK）

今年度より参加申し込みはメールのみとなっていますのでご注意ください。
なお、個人参加の方は当日受付も行っています。

「リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2015 福岡」
参加申込要領

メールでの申し込みは下記の事項を明記して下さい。

1. チーム名（個人参加は不要）
2. 代表者名
3. 連絡方法 住所 電話番号 メールアドレス
4. 参加人数
5. テント要・不要は右記を参照に
 1. テント不要 2. テント持込 3. テント大 4. テント小
 のいずれかを明記下さい
5. チーム紹介（簡潔にお願いします）

◎テントについて（下記番号に丸印）

1. テントスペース不要
2. テント持込
3. レンタル大 10,000円
5.4m × 3.6m
4. レンタル小 5,000円
3m × 3m

ご注意：チームテントの敷物・照明は各自でご用意下さい。

《個人情報取扱について》 本票に記入頂きました個人情報は、当イベントの目的以外には一切使用致しません。

申込み・お問い合わせ先

〒811-0206 福岡市東区雁の巣 2-51-32

「リレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡実行委員会事務局」

TEL : 090-3413-3714

Mail : nsa03514@nifty.com